

五島市監査委員公表第2号

平成30年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年2月5日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五総第2564号
令和2年1月27日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野口 市太郎

平成30年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成31年3月1日付け30五監第510号による平成30年度定期監査（後期）結果について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

記

1 監査の対象

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課）
市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 生活環境課）
農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課）
会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

2 指摘事項等

（1）収入に関する事務について

<指導事項>

- ① 財産売払収入の貸付牛（特別導入型事業）について、納期限までに納付されていないものが見受けられた。また、五島市家畜特別導入型事業規則（平成16年五島市規則第153号）に定める肉用繁殖雌牛貸付・譲渡契約書第9条において、譲渡対価を指定する期日までに納付しないときは、延滞金を徴収することができることとされているにもかかわらず、延滞金を徴収していなかった。関係法令に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【講じた措置】

〔農業振興課〕

関係法令に基づき、平成31年度から延滞金を徴収するよう改善しました。

- ② 公民館使用料については、五島市公民館条例（平成16年五島市条例第224号）第9条第2項において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

〔奈留支所〕

五島市公民館条例の規定に基づき、使用料納入後に許可証を交付するよう改善しました。

<意見>

- ① 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る督促手数料については、収入時に調定を行う、いわゆる事後調定が行われている。督促手数料の調定については、督促状発付時に債権額が確定するので督促状発付時に調定するとされている見解、及び督促状の効力は滞納者への到達によって生ずるとされている見解がある。この債権の確定については、到達主義によるべきと解するが、いずれの見解を採ったとしても、収入の調定は、調定することが可能となった時点で行うことが原則であることから、一律、事後調定とするのではなく、督促状を発付し督促手数料の債権が確定した時点での調定について検討されたい。

また、督促手数料が事後調定されている結果、納付された金額だけが調定されているため、納付されない督促手数料については、実際に発生し、又は消滅した債権の金額が決算上明らかになっていない状況である。事後調定を継続するのであれば、少なくとも毎年度、発生し、又は消滅した督促手数料の金額及び徴収状況を決算上明らかにし、適正な債権管理を行われたい。

【講じた措置】

〔税務課・長寿介護課・国保健康政策課〕

関係各課協議の結果、今後も事後調定とすることとし、毎年度発生した督促手数料の金額及び徴収状況を下記のとおり決算報告書に記載することにしました。

(税務課) 平成 30 年度督促手数料収納状況

| 区 分 | | 収入額 | 収入未済額 |
|-------------|------|-------------|-------------|
| 一般税 | 現 年 | 840,700 円 | 338,200 円 |
| | 滞納繰越 | 308,100 円 | 1,174,500 円 |
| | 合 計 | 1,148,800 円 | 1,512,700 円 |
| 国民健康 保険税 | 現 年 | 390,400 円 | 218,200 円 |
| | 滞納繰越 | 231,800 円 | 1,053,100 円 |
| | 合 計 | 622,200 円 | 1,271,300 円 |

(国保健康政策課) 平成 30 年度後期高齢者医療保険料督促手数料収納状況

| | 収入額 | 収入未済額 |
|------|----------|----------|
| 現年 | 51,700 円 | 18,400 円 |
| 滞納繰越 | 11,000 円 | 18,600 円 |
| 合計 | 62,700 円 | 37,000 円 |

(長寿介護課) 平成 30 年度介護保険料督促手数料収納状況

| | 収入額 | 収入未済額 |
|------|-----------|-----------|
| 現年 | 61,600 円 | 88,900 円 |
| 滞納繰越 | 49,800 円 | 286,100 円 |
| 合計 | 111,400 円 | 375,000 円 |

- ② 保育所入所負担金、児童扶養手当返還金、生活保護法第 63 条による費用返還金、生活保護法第 78 条による費用徴収金、生活保護費返還金、奨学資金貸付金、老人保健第三者納付金及び国民健康保険事業特別会計の第三者行為による損害賠償金については、過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と市民負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、一部債権の滞納整理事務については、督促や催促を文書の送付のみにとどめるなど、事務が形骸化し、十分な取組とはいえないと判断される事例が見受けられた。債権の回収については、時効を迎えるまでは最善の努力を尽くすべきである。また、市が保有する債権については、その性質や内容は様々であり、適用となる法令等は多岐にわたっているので、法令等に習熟し、適正な債権管理を行うとともに、未収金の早期解消に向けてより効果的な取組に一層努力されたい。

【講じた措置】

[社会福祉課]

保育所入所負担金、児童扶養手当返還金、生活保護法第 63 条による費用返還金、生活保護法第 78 条による費用徴収金、生活保護費返還金につ

いては、督促や催告の文書を送付するとともに、電話や窓口における適切な納付指導、納付や履行延期申請による時効の中断を行い、未収金の縮減に取り組んでいます。未収金の債権については、時効到来日等の整理を行い、不納欠損処理を行うようにしました。

[国保健康政策課]

第三者行為による損害賠償金については、案件により求償事務を長崎県国民健康保険団体連合会へ委任し、回収分を四半期毎に送金を受けております。連合会における債務者との交渉経過報告書の提出を受け、状況の把握に努め、必要に応じて債権者としての意見等要望をする体制に改善しました。加害者へ直接請求分についても同様に資産状況等の把握に努めております。

(2) 支出に関する事務について

ア 食糧費について

<指導事項>

1 件が 2 万円を超える食糧費の使用の決定は部長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程（平成 16 年五島市訓令第 2 号）の定めるところにより適正に処理されたい。

【講じた措置】

[国保健康政策課]

五島市事務決裁規程の食糧費専決事項を全職員に対して周知を図り、決裁にあたり課長が専決事項を確認することとしました。

[農林整備課]

五島市事務決裁規程の食糧費専決事項を全職員に対して周知を図り、決裁にあたり課長が専決事項を確認することとしました。

イ 委託料について

<指導事項>

- ① 委託契約において、前金払の必要性について十分な検討がなされずに委託料を前金払により支出しているものが見受けられた。また、前金払により支出した契約の一部においては、委託料の減額に伴い返還が生じていた。

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払ができる経費を定めた地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 163 条及び五島市財務規則（平成 16 年五島市規則第 43 号。以下「財務規則」という。）第 66 条に該当する場

合に限り、前金払により支出することが認められている。

したがって、支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなもののみ適用すべきものであり、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じてその必要性、率及び支払時期を十分に検討し、適正に処理されたい。

【講じた措置】

[政策企画課]

平成 29 年度において、会計課より下記の指摘を受けた経緯もあり、平成 30 年度の契約から前金払については、4 半期ごとに分割して支払うこととしました。

※参考：会計課からの指摘

- ・前金払の支払額の割合が大きすぎる。
- ・一度に大半の額を前金払いした後に、受託者に事故があった場合に支払い済み額を回収できなくなる恐れがあることから、極力分割して支払うべき。

[社会福祉課]

○保育の質の向上のための研修事業委託料

委託事業者である五島市保育会と委託料の支払時期について協議を行った結果、平成 31 年度より業務完了後精算払にて支払うこととし、契約を締結しました。

○障がい者共同受注センター事業委託料

事業の性質から、平成 30 年度より支出科目を委託料から補助金に見直し、五島市障がい者共同受注センター事業補助金交付要領に基づき交付しています。

○生活困窮者自立相談支援事業業務委託料

委託契約における前金払については、地方自治法施行令第 163 条第 2 項に規定する委託費であり、その支出の内訳は、相談支援事業に係る主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員の給料等支出が主なものである。この契約の受託事業者は五島市社会福祉協議会であり、運用資金がなく事業の実施に支障があるため前金払の必要性が認められる。

しかしながら、例年委託料の返還が生じていることから、受託事業者と協議し、4 半期ごとに分割して支払うよう改善しました。

[国保健康政策課]

休日の 1 次救急医療体制の確保のため、五島医師会に業務委託している。受託者である五島医師会は非営利の組織であり運用資金を有していない。事務局において年度当初に年間の当番医を計画し、実施医療機関と連携して事業の運営を行っているため、検討の結果、前金払の必要性を認め、従来どおりその全額を年度当初に支払うこととしました。

[農林整備課]

土地改良施設の維持管理業務委託については、受託事業者は運用資金がなく事業の実施に支障があるため、前金払の必要性が認められる。地方自治法施行令第163条第2号の規定により前金払とし、支出については4月と10月の請求に基づき支払うよう契約書に明記しました。

[三井楽支所]

高浜海水浴場開設業務委託の契約について、受託事業者は運用資金がなく事業の実施に支障があるため、前金払の必要性が認められる。契約初期に必要な経費等を考慮して検討した結果、前金払の支払率を40%とし運用することとしました。

- ② 契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除しているもの及び契約保証金の免除に係る財務規則の適用条項が適切でないものが見受けられた。契約保証金は関係法令等に定める適切な理由により免除することとなっているので、その旨を起案文書に明記されたい。

【講じた措置】

[農業振興課]

適切でない契約締結伺いについては、追記及び修正を行いました。

今後は、五島市財務規則及び関係法令の適合する根拠条項を確認し起案文書に明記するよう全職員へ指導を行い改善しました。

[富江支所]

五島市財務規則第93条第1項第3号の規定による契約保証金免除である旨を契約締結伺いに追記しました。

なお、五島市財務規則及び関係法令の適合する根拠条項を確認し起案文書に明記するよう全職員へ指導を行い改善しました。

[岐宿支所]

適切でない契約締結伺いについては、追記及び修正を行いました。

なお、五島市財務規則及び関係法令の適合する根拠条項を確認し起案文書に明記するよう全職員へ指導を行い改善しました。

[奈留支所]

指摘があった契約締結伺いについては、根拠条項を追記しました。

なお、五島市財務規則及び関係法令の適合する根拠条項を確認し起案文書に明記するよう全職員へ指導を行い改善しました。

- ③ 随意契約の根拠条項が適切でないもの及び契約の相手方が特定されるという理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、複数の者から見積りを徴取しているものが見受けられた。

随意契約は、自治令、財務規則及び市の随意契約ガイドラインの規定に該当する場合にのみ行うべきであるから、随意契約の方法による契約が適当であるかどうかの検討をしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

[富江支所]

配膳用ダムウェーター保守点検業務については、安全な使用を行うにあたり、適切な整備と点検報告を行うために、契約業者は機器の構造を熟知している設置業者に特定されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約とし、五島市財務規則第87条第1項第2号の規定により1者見積りとしており、契約伺いの条項を適切に修正しました。

- ④ 庁舎昇降機保守点検業務委託において、財務規則第88条に規定する予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

【講じた措置】

[財政課]

ご指摘の案件につきましては、事務処理の失念によるものでした。指摘の内容を全職員に周知し、平成31年度の契約事務において注意喚起を行い適切な処理に改善しました。

今後とも、関係法令の遵守について一層努めたいと考えております。

<意見>

- ① 随意契約を締結する場合において、財務規則第93条第1項第3号の規定により契約保証金を免除する場合には、競争入札参加者資格の有無及び地方公共団体等との契約実績を確認する必要があるが、契約締結伺いにこれらを確認した旨の記載又は資料の添付がされていない。契約保証金は、契約の相手方の契約上の義務履行を確保し、当該義務の履行を怠る場合に被る損害の補填を容易にするため、契約締結時に契約の相手方から徴する保証金であるから、契約締結伺いに契約実績等の資料を添付するなどにより、契約保証金の免除について適正な運用を確保されたい。
- ② 委託契約において、相手方が特定されるという理由で、自治令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結しているものが見受けられる。その選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれ

があることから、特命随意契約（1者随契）によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的な見直しに取り組まれない。さらに、見積徴取伺いにおいては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

【講じた措置】

[財政課]

財務規則第93条第1項第3号の規定による契約保証金の免除及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定による随意契約（1者随契）の取り扱いについて、令和2年1月21日付け1五財第1960号で全課あて通知し改善を図りました。

(3) 財産管理に関する事務について

＜指導事項＞

- ① 使用していない備品及び今後使用見込みのない備品が存在していたので、移管等により有効活用を図られたい。また、故障等により使用不能な備品については、速やかに処分されたい。

【講じた措置】

[社会福祉課]

施設等の使用不能な備品については、処分に必要な予算措置等を行い処分することとし、予算を伴わない備品については年度内に処分することとしました。

[奈留支所]

使用見込みがない備品については廃棄処分し、備品台帳の整備を行いました。定期的に備品調査を徹底し適正な備品管理に努めよう全職員に指示を徹底しました。

- ② 廃棄処分した備品が備品台帳に登録されたままになっていた。また、備品台帳に登録されていない備品が存在していた。備品の廃棄及び取得に際しては、備品台帳の整備漏れがないよう徹底されたい。

【講じた措置】

[長寿介護課]

平成31年2月～3月にかけて、長寿介護課職員が直接、所管する施設において備品の所在を確認し、廃棄及び登録処理を行い、備品台帳の整理を完了しました。

※所管する施設

デイサービスセンター椀島、久賀島、岐宿、奈留
グループホームさざなみ、生活支援ハウス岐宿ふれあいの里、
奈留やすらぎ荘、三井楽白砂、デイサービスセンターはまゆう（社協）

- ③ 玉之浦へき地保育所の遊具の一部に腐食等が見受けられた。遊具については、定期的に安全性を確認し、不備が見つかった場合には速やかに必要な対策を講じられたい。

【講じた措置】

[社会福祉課]

玉之浦へき地保育所の安全性が確認できなかった遊具については、修繕及び撤去を完了しました。今後は、毎月遊具の点検を行い、不備等を発見した際の報告及び対策の指示をルール化しました。